

# 令和7年度自動車税種別割定期納税通知書及び自動車税種別割増額納税通知書・減額通知書作成等業務委託に関する一般競争入札公告

令和7年度自動車税種別割定期納税通知書及び自動車税種別割増額納税通知書・減額通知書作成等業務の委託について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「会計規則」という。）第127条第1項の規定により公告する。

令和6年9月2日

岐阜県自動車税事務所長 中村 正

本調達は、資料提出及び入札を電子手続（ICカードが必要です。）で行う案件です。なお、本サービスを利用できない者は、発注者の承諾を得た場合に限り書面で提出すること（以下「紙入札方式」という。）ができます。

## 1 一般競争入札に付する事項

### (1) 業務の名称

令和7年度自動車税種別割定期納税通知書及び自動車税種別割増額納税通知書・減額通知書作成等業務委託（単価契約）

### (2) 業務の概要等

仕様書及び入札説明書による。

- 【概要】
- 定期納税通知書 約867,700通の作成、封入封緘、発送等
  - 増額納税通知書 年間約1,200通、減額通知書 年間約11,000通の作成、封入封緘等)

### (3) 業務の履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

### (4) 納入場所

仕様書及び入札説明書による。

- 【概要】
- 定期納税通知書：岐阜市清住町1丁目3番2号  
日本郵便株式会社岐阜中央郵便局 他
  - 増額納税通知書・減額通知書：岐阜市日置江2648-3  
岐阜県自動車税事務所

## 2 入札参加者の資格に関する事項

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。
- 岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

### 3 入札手続等に関する事項

#### (1) 担当部局

〒501-6192 岐阜県岐阜市日置江 2648-3

岐阜県自動車税事務所 総務課課税課 課税管理係

電話番号 058-279-3781 (内線 211)

FAX番号 058-279-5677

#### (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

##### ア 交付期間

令和6年9月2日（月）から令和6年10月2日（水）まで（県の機関の休日を除く。）の午前6時から午後11時まで

##### イ 交付場所

岐阜県電子調達システム（入札情報公開システム）に掲載する。

#### (3) 入札説明会の日時及び場所

##### ア 日時 令和6年9月11日（水）午前10時

##### イ 場所 岐阜県岐阜市日置江 2648-3

岐阜県自動車税事務所 小会議室（2階）

#### (4) 競争入札参加資格の確認

ア 競争入札参加希望者は、下記期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書に入札説明書に規定する書類等を添付した上で、3の(1)まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

##### イ 提出期限 令和6年10月2日（水）午後5時まで

期限までに競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

##### ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和6年10月7日（月）までに通知する。

なお、入札参加資格が認められた後に、入札参加を辞退する場合は、入札等・契約辞退届を入札執行日時までに3の（1）まで提出すること。

#### (5) 入札の日時及び場所

##### ア 日時 令和6年10月11日（金）午前10時00分

（電子手続きで行う場合は、令和6年10月10日（木）午後5時までに3の（1）に必着のこと。）

##### イ 場所 岐阜県岐阜市日置江 2648-3

岐阜県自動車税事務所 小会議室（2階）

#### (6) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の(5)のイの場所において行う。

#### (7) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ。

#### (8) 入札方法等に関する事項

##### ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出するものとする。

##### イ 入札書の記載

入札書に記載する金額は、業務項目別単価と予定数量の積を求め、全業務項目につきこれを合算した金額（以下「予定総額」という。）とする。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する

額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札保証金及び契約保証金

会計規則第114条各号のいずれかに該当するときは免除する。

エ 落札者の決定方法

(ア) 会計規則第111条の規定により定めた予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。また、当該業務は予定総額の最低の入札をした者を落札者とし、業務項目別に落札者を決定することはない。

(イ) 最低の金額をもって入札した者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。

(ウ) 落札者がないときは、直ちに再度の入札を行う。再度の入札は、原則として1回とする。ただし、入札者の中に電子手続による入札を行った者がある場合は、この限りでない。再度の入札を行った結果、落札者がないときは、原則として再度公告し、入札を行う。

オ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに会計規則第130条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

カ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。

入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

キ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

#### 4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

落札後、電子契約サービスを利用して電子契約を契約するか否かの希望の確認を行う。電子契約による契約の締結を希望する場合、速やかに3の(1)に「電子契約契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」を提出すること。

(3) 郵便又は電報による入札は、認めない。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(6) 落札者又は落札者である共同企業体の構成員が、岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格

停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないことがある。

また、落札者又は落札者である共同企業体の構成員が「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を同期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとし、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則契約を解除する。

(7) その他詳細については、入札説明書による。